

答 申

1 審査会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成24年1月25日23高支第2295号で行った公文書部分開示決定及び公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）のうち、別表の「審査会が開示妥当と判断した部分」は、開示すべきである。

2 異議申立てに係る対象公文書の開示決定状況

(1) 本件公文書について

異議申立てに係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、実施機関が行った社会福祉法人〇〇（以下「本件法人」という。）の設立認可及び定款変更認可並びに本件法人に対する特別監査に関する次の文書である。

- ア 福岡県保健医療介護部社会福祉法人・社会福祉施設等整備審査会における社会福祉法人設立に係る審査について（以下「本件公文書1」という。）
- イ 社会福祉法人設立の認可について（以下「本件公文書2」という。）
- ウ 社会福祉法人の定款変更について（以下「本件公文書3」という。）
- エ 社会福祉法人等指導監査について（以下「本件公文書4」という。）
- オ 社会福祉法人「〇〇」特別監査について（復命書）（以下「本件公文書5」という。）
- カ 〇〇について（〇〇（〇〇）に係る県あて文書）（以下「本件公文書6」という。）
- キ 特別監査について〇〇から提出された資料（以下「本件公文書7」という。）
- ク 〇〇市からの調査報告書（以下「本件公文書8」という。）
- ケ 社会福祉法人〇〇（〇〇）の通帳の写し及び総勘定元帳の写し（以下「本件公文書9」という。）

(2) 本件決定について

実施機関は、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、本件公文書1ないし8のうち、別表に掲げる「非開示情報」について、条例第7条第1項第1号（個人情報）、第2号（事業情報）、第4号（行政運営情報）及び第5号（任意提供情報）に該当するとして非開示とし、その余の部分は開示する部分開示決定を行った。

また、本件公文書9については、条例第11条第2項の規定に基づき、条例第7条第1項第2号に該当するとして非開示決定を行った。

3 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、本件公文書を開示するよう求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 異議申立人は、平成23年12月26日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定に基づき、本件公文書の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成24年1月25日付けで、本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 異議申立人は、平成24年1月31日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、異議申立てを行った。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立書における異議申立人の主張は、次のとおりである。

- (1) 開示部分、非開示部分の明確な仕分けが不明である。
- (2) 情報公開の趣旨に照らし、非開示部分が多い。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由は、次のとおりである。

- (1) 開示請求に係る公文書の一部又は全部に非開示情報（条例第7条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号該当）が含まれていたため、当該非開示情報を除いて開示したものである。
- (2) 条例第7条第1項第1号該当部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、非開示としたものである。
- (3) 条例第7条第1項第2号該当部分は、公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、非開示としたものである。
- (4) 条例第7条第1項第4号該当部分は、公にすることにより、次の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、非開示としたものである。

ア 特別監査の具体的な調査項目及び内容等に関する詳細な情報であり、公にすることにより、特別監査の手法が明らかになることで、今後同様の監査において、調査の協力が得られないおそれ又は正確な事実の把握が困難になるおそれがあり、適正な調査及び事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、非開示としたものである。

イ 県が、特別監査に入るに至ったきっかけ等が記載されており、公にすることにより、

今後、同様の特別監査及び社会福祉法人に対する指導監督業務に支障を及ぼすおそれがあるため、非開示としたものである。

ウ 特別監査に関する情報として、他の地方公共団体から報告されたもので、公にすることにより、信頼関係や協力関係が損なわれ、今後の事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、非開示としたものである。

(5) 条例第7条第1項第5号該当部分は、情報の提供に先立ち、提供者から非開示の条件が提示され、これを受諾した上で提供を受けたものであるため、非開示としたものである。

6 審査会の判断

(1) 社会福祉法人の設立等に係る認可について

社会福祉法人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第2条で定める社会福祉事業を行うことを目的とする法人である。法第31条第1項の規定によれば、社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもって同条で定める事項を定め、都道府県知事等の認可を受けなければならないとされている。

また、法第43条第1項の規定によれば、定款の変更を行う際は、都道府県知事等の認可を受けなければならないとされている。

(2) 社会福祉法人に対する特別監査について

ア 法第56条第1項の規定によれば、都道府県知事等は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款等の遵守状況について確認する必要があると認めるときは、社会福祉法人からその業務又は会計の状況等に関して、報告を徴し、又は当該職員に、社会福祉法人の業務及び財産の状況等を検査（以下「指導監査」という。）させることができるとされている。

また、社会福祉法人指導監査要綱の制定について（平成13年7月23日雇児発第487号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社援発第1274号社会・援護局長、老発第273号老健局長連名通知）によると、指導監査は、一般監査又は特別監査に区分されており、特別監査は、運営等に重大な問題を有する法人を主な対象として随時実施することとされている。

イ 指導監査によって重大な問題が認められた法人並びに不祥事の発生した法人に対しては、改善が図られるまで重点的かつ継続的に指導監査を実施することとされている。

指導監査の結果、法人運営等の改善を要する事項について、文書をもって指導すること、また、具体的改善措置について期限を付して報告させ、必要がある場合には、改善状況について、確認のための再調査を実施することとされている。

(3) 本件法人について

ア 本件法人の設立認可及び定款変更認可について

本件法人は、第一種社会福祉事業（軽費老人ホームの経営）を行うことを目的として、平成22年7月5日付けで、法第31条第1項の規定に基づき、実施機関に対して社会福祉法人設立認可申請を行い、同月26日付けで、実施機関から法人設立認可を受けている。

また、本件法人は、平成23年2月7日付けで、法第43条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、現在の名称に変更する内容の定款変更認可の申請を行い、同月22日付けで、実施機関から認可を受けている。

本件法人は、平成23年4月1日に軽費老人ホームを開設した。

イ 本件法人に対する特別監査の実施状況について

実施機関は、本件法人に関して、平成23年〇月〇日に不適切な法人運営等に関する情報を入手したため、同月〇日から平成24年〇月〇日まで〇回にわたって、法第56条第1項等の規定に基づき、本件法人及び本件法人の運営する施設に対する特別監査（以下「本件特別監査」という。）を実施し、本件法人関係者や寄附者等に対する事情聴取を行った。

実施機関は、本件特別監査を行った結果、不適切な法人運営等が行われていたことが判明したため、平成24年〇月〇日付けで、本件法人に対して法第56条第2項の規定に基づく改善命令を行うとともに、その内容を公表した。

(4) 本件公文書の性格及び内容について

ア 本件公文書1について

本件公文書1は、福岡県保健医療介護部社会福祉法人・社会福祉施設等整備審査会が、会議の開催に代えて、本件法人の設立の適否について書面審査を行い、適当と決定した文書である。

イ 本件公文書2について

本件公文書2は、本件法人が実施機関に提出した社会福祉法人設立認可申請書、実施機関が認可を決定した文書及び本件法人等に対する通知文書である。

ウ 本件公文書3について

本件公文書3は、本件法人が実施機関に提出した定款変更認可申請書、実施機関が認可を決定した文書及び本件法人等に対する通知文書である。

エ 本件公文書4について

本件公文書4は、実施機関が本件特別監査の実施を決定した文書である。

オ 本件公文書5について

本件公文書5は、本件特別監査において、実施機関の職員が関係機関と協議した内容及び本件法人役員等から事情聴取した内容を復命した文書並びに本件法人から提出された領収書等である。

カ 本件公文書6について

本件公文書6は、実施機関が、本件法人の運営状況等について、情報提供を受けた記録及び情報提供文である。

キ 本件公文書7について

本件公文書7は、本件特別監査において、本件法人から提出された決算報告書、設立発起人会議事録及び理事会議事録である。

ク 本件公文書8について

本件公文書8は、〇〇市が、本件法人に対して行った調査について、実施機関に報告した文書並びにこれらに添付された照会書及び回答書である。

ケ 本件公文書9について

本件公文書9は、本件特別監査において、本件法人から提出された会計帳簿及び通帳の写し等である。

本件公文書に記載されている情報のうち、実施機関が非開示とした部分及び条例の適用条項は、別表のとおりである。

(5) 条例第7条第1項第1号該当性について

条例第7条第1項第1号は、個人の尊厳の観点から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別することができることとなる情報が記録されている公文書は非開示とすることを定めたものであるが、これらの情報が記録されていても公益的見地から開示することが必要なものと認められるような場合をただし書きで定め、例外的に開示することとしている。

ア 本件法人役員の印影、生年月日、電話番号、職歴、資格、本籍、筆頭者名、各種証明書の証明者名及び証明者の印影について

本件法人役員の印影等は、そのすべてが一纏まりの個人情報構成しており、これらの情報は、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第1項第1号本文に該当する。

イ 寄附者の住所、氏名、印影、性別、生年月日、本籍、筆頭者名、各種証明書の証明者名及び証明者の印影、口座番号、顧客番号、所得額、所得控除額並びに課税標準額について

寄附者の住所等は、そのすべてが一纏まりの個人情報構成しており、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第1項第1号本文に該当する。

ウ 本件法人職員の職名及び氏名について

本件法人職員の職名及び氏名は、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第1項第1号本文に該当する。

エ 理事辞退者の住所、氏名及び印影、監事辞退者の住所、氏名及び印影並びに金融機関職員の印影について

理事辞退者の住所等は、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第7条第1項第1号本文に該当する。

オ 条例第7条第1項第1号ただし書き該当性について

条例第7条第1項第1号本文に該当すると判断した部分は、例外的に開示することが認められる同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、実施機関が同号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

(6) 条例第7条第1項第2号該当性について

条例第7条第1項第2号は、法人等又は事業を営む個人の自由な経済活動その他の正当な活動を保障し、事業に関する情報の開示により不利益を与えることを防止するという観点から、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報については、非開示とすることを定めている。

また、同号ただし書は、同号本文に該当する情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される事業者の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないと定めている。

ア 設立法人の概要、設立認可申請書審査内容及び設立発起人会議事録に記載された寄附者の氏名について

実施機関は、これらに記載された寄附者の氏名について、条例第7条第1項第2号により非開示としているが、本件公文書に記載された寄附者の氏名は、(5)で判断したとおり、条例第7条第1項第1号に該当し、非開示が妥当であると認められるため、同項第2号該当性の判断は行わない。

イ 設立発起人会議事録及び理事会議事録の議題及び議事の内容の一部について

(7) 設立発起人会及び理事会は、本件法人内部に置かれた議決機関であり、管理運営上の重要事項に係る意思決定機関であって、議事録には、当該意思決定機関における審議の内容が記録されている。

(イ) 実施機関が非開示とした部分のうち、設立発起人会議事録（平成22年2月25日開催分）の第3号議案中、寄附者の氏名を除く部分及び第10号議案、設立発起人会

議事録（平成22年6月14日開催分）の第1号議案中、役員辞退者の氏名を除く部分、理事会議事録（平成23年1月16日開催分）の第4号及び第5号議案、理事会議事録（平成23年2月5日開催分）の第1号及び第2号議案並びに理事会議事録（平成23年3月27日開催分）の第2号議案中、議長の発言部分については、社会福祉法人が事業を行う上で、一般的に行われる手続等に関するものであり、法人運営の根幹に触れる重要な情報であるとは認められず、本件法人が今後業務を遂行していく上で信用上の不利益を与える情報も含まれていないことから、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、条例第7条第1項第2号本文に該当しない。

(ウ) なお、実施機関が非開示とした部分のうち、設立発起人会議事録（平成22年2月25日開催分）の第3号議案中、寄附者の氏名及び設立発起人会議事録（平成22年6月14日開催分）の第1号議案中、役員辞退者の氏名については、(5)で判断したとおり、条例第7条第1項第1号に該当し、非開示が妥当であると認められる。

(エ) また、実施機関が非開示としたその余の部分のうち、本件法人の運営方針や人事に関する情報については、本件法人運営の根幹に触れる重要な情報であって、事業者の営業の自由を保障し経済秩序を維持するために社会通念上秘匿する必要がある内部事項に属する情報であることから、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められる。

さらに、実施機関が非開示としたその余の部分のうち、本件特別監査における具体的指摘事項及びこれらに関連する情報については、本件法人が今後業務を遂行していく上で信用上の不利益を与える情報であって、公にすることにより、事業者の名誉侵害又は社会的評価の低下につながる情報であることから、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められる。

したがって、実施機関が非開示としたその余の部分は、条例第7条第1項第2号本文に該当する。

ウ 施設建設図面のうち、各階平面図及び断面図の一部について

実施機関は、非開示とした部分について、施設内部の間取りが具体的に記載されていることから、公にすることにより、居室や事務室の場所など、施設内部の状況を把握することが可能となり、建造物侵入や窃盗などの犯罪を誘発するなど、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張している。

しかしながら、施設の出入口及び非常階段の位置並びに各居室のバルコニーの高さなどは、各階平面図及び断面図の開示部分並びに立面図等の図面から明らかであることが認められ、施設内部の間取りについても、各部屋の寸法は、各階平面図及び断面図の開示部分から明らかであることから、施設の外観とあわせて、類推することが可能である

と認められる。

また、このような社会福祉施設では、入居案内用パンフレット等で施設内部の間取りを公開している例も多く見受けられるところである。

したがって、これらの情報を公にすることにより、建造物侵入や窃盗などの犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするとまではいえず、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、条例第7条第1項第2号本文に該当しない。

エ 資金収支（見込）計算書の人件費欄の一部について

実施機関が非開示とした部分には、軽費老人ホームに配置する職員の給与額及び配置予定人数が記載されており、これらの情報は、事業者の営業の自由を保障し経済秩序を維持するために社会通念上秘匿する必要がある内部事項に属する情報であることから、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第1項第2号本文に該当する。

オ 賃金規程の本文について

賃金規程の本文には、本件法人が定めた職員等の賃金、諸手当等に関する詳細な内容が記載されており、これらの情報は、本件法人の労働条件に関して、使用者がどのような人事戦略を持ち、どのような労務管理を採用するかという重要な情報であって、公にすることにより、他の法人が、本件法人の内部情報を知ることによって、より有利な措置を講じることが可能になり、本件法人の事業の運営に影響を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は、事業者の営業の自由を保障し経済秩序を維持するために社会通念上秘匿する必要がある内部事項に属する情報であることから、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第1項第2号本文に該当する。

カ 本件法人代表者印の印影及び本件法人の口座番号について

本件法人代表者印の印影等は、契約などの取引を行う上で重要なものであることから、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第1項第2号本文に該当する。

キ 「社会福祉法人等指導監査について（起案文鑑）」、「本件法人に係る指導監査について」及び「本件法人に係る不正疑惑の調査」に記載された本件特別監査の実施理由について

実施機関は、本件特別監査の結果の公表を平成24年〇月〇日に行っており、本件公文書の開示請求が行われた時点では、本件法人が不適切な法人運営等を行っていた事実は公になっていなかったことが認められる。

したがって、これらの情報は、公にすることにより、不適切な法人運営等の疑いを持って、実施機関が本件特別監査を行っていることが明らかとなり、本件法人が今後業務を遂行していく上で信用上の不利益が生じるなど、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第1項第2号本文に該当する。

ク 総勘定元帳、補助元帳及び通帳の写し等について

総勘定元帳の写し等は、本件法人の取引及び経理に関する情報であり、事業者の営業の自由を保障し経済秩序を維持するために社会通念上秘匿する必要がある内部事項に属する情報であることから、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第1項第2号本文に該当する。

ケ 取引事業者及び自治会の代表者印並びに金融機関証明印の印影について

取引事業者等の代表者印の印影は、契約などの取引を行う上で重要なものであると認められる。

また、金融機関証明印の印影は、金融機関が書類の内容について真正なものであることを証明する認証的機能を有する重要な性質のものであると認められる。

したがって、これらの情報は、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第1項第2号本文に該当する。

コ 取引事業者の住所、名称、電話番号、代表者名及び建築士の資格番号等について

取引事業者の住所等は、軽費老人ホームの建設に当たり、建設費用の見積もり及び建物の設計を行った事業者に関する情報である。これらの情報は、本件法人の取引に関する情報であり、事業者の営業の自由を保障し経済秩序を維持するために社会通念上秘匿する必要がある内部事項に属する情報であることから、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第1項第2号本文に該当する。

サ 条例第7条第1項第2号ただし書き該当性について

条例第7条第1項第2号本文に該当すると判断した部分は、例外的に開示することが認められる同号ただし書にも該当しないことは明らかである。

以上のことから、実施機関が同号に該当するとして非開示とした部分のうち、別表の「審査会が開示妥当と判断した部分」は、開示すべきである。

(7) 条例第7条第1項第4号該当性について

条例第7条第1項第4号は、県等の機関が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては開示しない旨を定めており、同号イからホにおいて、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、公にすることによりその公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを例示的に掲げている。

このうち、同号イでは、監査、検査、取締り又は試験に係る事務について、公にすれば、公正かつ適切な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となる情報及び行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為や巧妙な隠蔽行為を助長するおそれがある情報について、開示しない旨を定めている。

また、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定している。

したがって、公にすることによる支障は、例示的に掲げたものに限定されるものではなく、これらの事務又は事業以外にも、同種のもので反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある限り非開示となる。

ア 本件特別監査の実施方針、調査事項及び指摘事項並びに本件法人役員等に対する聴取内容及び本件法人から提出された領収書等について

本件特別監査の実施方針等及び本件法人役員等に対する聴取内容等は、公にすることにより、実施機関の監査の手法又は着眼点等が明らかになり、今後の同様の監査において、法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為や巧妙な隠蔽行為を助長する、あるいは、監査対象者及び関係者等が事情聴取を拒んだり、真実を述べることを回避したりすることで、公正かつ適正な監査の前提となる正確な事実の把握が困難になるなど、適正な監査事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は、条例第7条第1項第4号イに該当する。

イ ○○市からの調査報告書のうち、報告書中の標題及び本文、照会書並びに回答書について

(ア) 実施機関は、当該調査は、○○市が新聞報道を受けて、本件法人役員及び関係者等に対し、施設建設に係る不正疑惑の事実確認のため調査を行ったものであり、○○市では、その後も顧問弁護士に委託して継続調査を行い、当該事件に関する事実の把握に努めてきたところであって、本件公文書の開示請求が行われた時点では、これらの情報を公にすることにより、○○市が今後調査を行っていく際に、調査対象者が照会に対する回答や事情聴取を拒んだり、真実を述べることを回避したりすることで、正確な事実の把握が困難になり、適正な調査事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると

主張している。

(イ) 実施機関が同号該当により非開示とした部分のうち、平成23年11月7日及び同月10日付け報告書の標題及び本文並びに同年12月12日付け報告書の標題及び本文中、本件法人元役員以外の調査対象者名を除く部分については、公にすることにより、〇〇市が本件法人に関する調査を行った事実等が明らかになるものの、そのことをもって、〇〇市の今後の調査における正確な事実の把握が困難になるなど、適正な調査事務の遂行に支障を及ぼすおそれは認められないため、条例第7条第1項第4号本文に該当しない。

(ウ) なお、平成23年11月7日、同月10日及び同年12月12日付け報告書の標題及び本文の一部には、〇〇市が当該調査を実施した理由が記載されている。

本件公文書の開示請求が行われた時点では、〇〇市による調査が継続して実施されており、施設建設に関して不正が行われていたかどうかの事実確認の段階であったことから、この時点でこれらの情報を公にすることにより、あたかも本件法人において施設建設に関する不正が行われていたかのような誤解を招き、本件法人が今後業務を遂行していく上で信用上の不利益が生じるなど、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は、条例第7条第1項第2号に該当する。

(エ) また、実施機関が同号該当により非開示としたその余の部分のうち、照会書については、公にすることにより、〇〇市の調査の手法又は着眼点等が明らかになり、今後の同様の調査において、法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為や巧妙な隠蔽行為を助長するなど、適正な調査事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

さらに、平成23年12月12日付け報告書中、本件法人役員以外の調査対象者名及び調査対象者からの回答書については、公にすることにより、今後の同様の調査において、調査対象者が照会に対する回答や事情聴取を拒んだり、真実を述べることを回避したりすることで、公正かつ適正な調査の前提となる正確な事実の把握が困難になり、適正な調査事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は、条例第7条第1項第4号に該当する。

以上のことから、実施機関が条例第7条第1項第4号に該当するとして非開示とした部分のうち、別表の「審査会が開示妥当と判断した部分」は、開示すべきである。

(8) 条例第7条第1項第5号該当性について

条例第7条第1項第5号は、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提

供された情報について、情報提供者の信頼と期待を保護する観点から、任意提供情報の非開示情報としての要件を定めたものである。ただし、実施機関の要請を受けずに、提供された情報であっても、提供に先立ち、非開示の条件が提示され、実施機関が合理的理由があるとしてこれを受託した上で提供を受けた場合も、これに含まれる。

また、条例第7条第1項第5号ただし書は、任意提供情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものは、開示されることとなる旨を定めている。

ア 本件法人の運営状況等に関する情報提供の内容について

実施機関が条例第7条第1項第5号該当により非開示とした部分には、本件法人の運営状況等に関する情報及び情報提供者の氏名等が記載されており、これらの情報は、情報提供者から、提供に先立ち、匿名かつ内容を公にしないとの条件で、実施機関に提供されたものである。

特別監査は、運営等に重大な問題を有する法人を主な対象としており、監査を有効かつ適切に実施するには、通常入手可能な情報だけでなく、個人又は法人等からの情報提供を含め、多くの情報を入手することが必要であり、本件特別監査においても、情報提供をきっかけに監査が実施されていることが認められる。

一般に、このような情報は公にしないこととされており、匿名かつ内容を公にしないとの条件は、これらの情報の性質や当時の状況等に照らして合理的であると認められる。

したがって、これらの情報は、条例第7条第1項第5号本文に該当する。

イ 条例第7条第1項第5号ただし書き該当性について

条例第7条第1項第5号本文に該当すると判断した部分は、例外的に開示することが認められる同号ただし書にも該当しないことは明らかである。

以上のことから、実施機関が同号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

なお、実施機関は、これらの情報を条例第7条第1項第4号及び第5号に該当するとして非開示としているが、既に判断したとおり、条例第7条第1項第5号に該当し、非開示が妥当であると認められるため、同項第4号該当性の判断は行わない。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 実施機関が条例第7条第1項第1号を適用し、非開示とした情報

非開示情報	本件公文書	当該情報が記載された文書	審査会の判断	審査会が開示妥当と判断した部分			
ア 本件法人役員 の印影、生年月 日、電話番号、職 歴、資格、本籍、筆 頭者名、各種証明 書の証明者名及び 証明者の印影	本件公文書1	設立法人の概要 設立認可申請書 (ア) 設立認可申請書 (イ) 設立発起人会議事録(平成22年2月25日開催分) (ウ) 設立発起人会議事録(平成22年6月14日開催分) (エ) 代表者経歴書 (オ) 委任状 (カ) 役員就任予定者名簿 (キ) 役員就任予定者の経歴書 (ク) 役員就任予定者の資格証 (ケ) 役員就任承諾書 (コ) 役員就任予定者の印鑑登録証明書 (サ) 役員就任予定者の身分証明書 (シ) 役員就任予定者の欠格条項及び親族等の特殊な関係のある者に係る申立書 (ス) 基本財産編入の誓約書 (セ) 施設管理者の就任承諾書 (ソ) 施設管理者就任予定者の経歴書 (タ) 施設管理者就任予定者の資格証 (チ) 地域住民等の事業承諾書等 (ツ) 事業所整備調書	非開示妥当				
	本件公文書2	定款変更認可申請書 理事会議事録(平成23年2月5日開催分)					
	本件公文書3	ア 設立発起人会議事録(平成22年2月25日開催分) イ 設立発起人会議事録(平成22年6月14日開催分) (ア) 設立発起人会議事録(平成22年6月14日開催分) (イ) 理事辞退届 (ウ) 監事辞退届 ウ 理事会議事録(平成22年8月8日開催分) エ 理事会議事録(平成22年9月6日開催分) (ア) 理事会議事録 (イ) 不動産取得税非課税措置に係る不動産使用証明願 オ 理事会議事録(平成22年11月7日開催分) カ 理事会議事録(平成23年1月16日開催分) キ 理事会議事録(平成23年1月23日開催分)第1回 ク 理事会議事録(平成23年1月23日開催分)第2回 ケ 理事会議事録(平成23年2月5日開催分) コ 理事会議事録(平成23年2月20日開催分) サ 理事会議事録(平成23年3月8日開催分) シ 理事会議事録(平成23年3月27日開催分) ス 理事会議事録(平成23年5月26日開催分) (ア) 理事会議事録 (イ) 互選書 セ 理事会議事録(平成23年6月22日開催分)第1回 ソ 理事会議事録(平成23年6月22日開催分)第2回 タ 理事会議事録(平成23年7月7日開催分) チ 理事会議事録(平成23年7月14日開催分) ツ 理事会議事録(平成23年7月15日開催分)					
	本件公文書7						
	イ 寄附者の住 所、氏名、印影、性 別、生年月日、本 籍、筆頭者名、各 種証明書の証明者 名及び証明者の印 影、口座番号、顧 客番号、所得額、 所得控除額並びに 課税標準額	本件公文書2			設立認可申請書 (ア) 設立発起人会議事録(平成22年2月25日開催分) (イ) 寄附者の残高証明書 (ウ) 寄附者の身分証明書 (エ) 寄附者の印鑑登録証明書 (オ) 寄附者の所得証明書	非開示妥当	
		本件公文書5			復命書(平成23年12月2日付け)		
		本件公文書7			ア 寄附金収入明細表 イ 設立発起人会議事録(平成22年2月25日開催分) ウ 理事会議事録(平成23年1月23日開催分)第1回		

非開示情報	本件公文書	当該情報が記載された文書	審査会の判断	審査会が開示妥当と判断した部分	
ウ 本件法人職員の職名及び氏名	本件公文書5	ア 復命書(平成23年5月26日付け)	非開示妥当	/	
		イ 復命書(平成23年6月16日付け)			
		ウ 復命書(平成23年6月28日付け)			
		エ ○○職員の来庁記録(平成23年8月18日分)			
		オ ○○職員の来庁記録(平成23年9月5日分)			
本件公文書7	理事会議事録(平成23年7月15日開催分)				
エ 理事辞退者の住所、氏名及び印影、監事辞退者の住所、氏名及び印影並びに金融機関職員の印影	本件公文書2	設立認可申請書	非開示妥当	/	
		(ア) 設立発起人会議事録(平成22年2月25日開催分)			
		(イ) 理事辞退届			
		(ウ) 監事辞退届			
	(エ) 贈与契約書				
	本件公文書7	ア 設立発起人会議事録(平成22年2月25日開催分)			
		イ 設立発起人会議事録(平成22年6月14日開催分)			
		(ア) 理事辞退届			
		(イ) 監事辞退届			

2 実施機関が条例第7条第1項第2号を適用し、非開示とした情報

非開示情報	本件公文書	当該情報が記載された文書	審査会の判断	審査会が開示妥当と判断した部分	
ア 寄附者の氏名	本件公文書1	設立法人の概要	非開示妥当 (第1号該当)	/	
	本件公文書2	ア 設立認可申請書審査内容 イ 設立認可申請書 設立発起人会議事録(平成22年6月14日開催分)			
	本件公文書7	設立発起人会議事録(平成22年6月14日開催分)			
イ 設立発起人会議事録及び理事会議事録の議題及び議事の内容の一部	本件公文書2	設立認可申請書	一部開示	<ul style="list-style-type: none"> ・設立発起人会議事録(平成22年2月25日開催分)の第3号議案中の寄附者の氏名を除く部分及び第10号議案 ・設立発起人会議事録(平成22年6月14日開催分)の第1号議案中の役員辞退者の氏名を除く部分 ・理事会議事録(平成23年1月16日開催分)の第4号及び第5号議案 ・理事会議事録(平成23年2月5日開催分)の第1号及び第2号議案 ・理事会議事録(平成23年3月27日開催分)の第2号議案中の議長の発言部分 	
		(ア) 設立発起人会議事録(平成22年2月25日開催分)			
	(イ) 設立発起人会議事録(平成22年6月14日開催分)				
	本件公文書3	定款変更認可申請書			
		理事会議事録(平成23年2月5日開催分)			
	本件公文書7	ア 設立発起人会議事録(平成22年2月25日開催分)			
		イ 設立発起人会議事録(平成22年6月14日開催分)			
		ウ 理事会議事録(平成22年8月8日開催分)			
		エ 理事会議事録(平成22年11月7日開催分)			
		オ 理事会議事録(平成23年1月16日開催分)			
		カ 理事会議事録(平成23年1月23日開催分)第1回			
		キ 理事会議事録(平成23年1月23日開催分)第2回			
		ク 理事会議事録(平成23年2月5日開催分)			
		ケ 理事会議事録(平成23年2月20日開催分)			
		コ 理事会議事録(平成23年3月8日開催分)			
		サ 理事会議事録(平成23年3月27日開催分)			
		シ 理事会議事録(平成23年5月26日開催分)			
		(ア) 理事会議事録			
		(イ) 互選書			
		(ウ) 委嘱書			
ス 理事会議事録(平成23年6月22日開催分)第1回					
セ 理事会議事録(平成23年6月22日開催分)第2回					
ソ 理事会議事録(平成23年7月7日開催分)					
タ 理事会議事録(平成23年7月14日開催分)					
ウ 施設建設図面のうち、各階平面図及び断面図の一部	本件公文書2	設立認可申請書 施設建設図面	開示	全て	
エ 資金収支(見込)計算書の人件費欄の一部	本件公文書2	設立認可申請書 資金収支(見込)計算書	非開示妥当	/	
オ 賃金規程の本文	本件公文書2	設立認可申請書 賃金規程	非開示妥当	/	
カ 本件法人代表者印の印影及び本件法人の口座番号	本件公文書3	定款変更認可申請書 (ア) 定款変更認可申請書 (イ) 法人定款	非開示妥当	/	

非開示情報	本件公文書	当該情報が記載された文書	審査会の判断	審査会が開示妥当と判断した部分
カ 本件法人代表者印の印影及び本件法人の口座番号	本件公文書7	ア 財産目録 イ 理事会議事録(平成22年8月8日開催分) ウ 理事会議事録(平成22年9月6日開催分) (ア)理事会議事録 (イ)登録免許税非課税措置に係る不動産証明願 (ウ)不動産取得税非課税措置に係る不動産使用証明願 エ 理事会議事録(平成22年11月7日開催分) オ 理事会議事録(平成23年1月16日開催分) カ 理事会議事録(平成23年2月5日開催分) キ 理事会議事録(平成23年2月20日開催分) ク 理事会議事録(平成23年3月8日開催分) ケ 理事会議事録(平成23年5月26日開催分) (ア)理事会議事録 (イ)互選書 (ウ)委嘱書 コ 理事会議事録(平成23年6月22日開催分)第1回 サ 理事会議事録(平成23年6月22日開催分)第2回 シ 理事会議事録(平成23年7月7日開催分) ス 理事会議事録(平成23年7月14日開催分) セ 理事会議事録(平成23年7月15日開催分)	非開示妥当	
キ 本件特別監査の実施理由	本件公文書4 本件公文書5	ア 社会福祉法人等指導監査について(起案文鑑) イ 社会福祉法人〇〇(〇〇)に係る指導監査について 復命書(平成23年11月8日付け)	非開示妥当	
ク 総勘定元帳、補助元帳及び通帳の写し等	本件公文書9	ア 総勘定元帳の写し イ 現預金残高表 ウ 補助元帳の写し(解約口座分、使用口座分、現金分) エ 通帳の写し・振込振替照会一覧	非開示妥当	
ケ 取引事業者及び自治会の代表者印並びに金融機関証明印の印影	本件公文書2	設立認可申請書 (ア)寄附者の残高証明書 (イ)建築工事費等見積書 (ウ)地域住民等の事業承諾書等	非開示妥当	
コ 取引事業者の住所、名称、電話番号、代表者名及び建築士の資格番号等	本件公文書2	設立認可申請書 (ア)建築工事費等見積書 (イ)施設建設図面	非開示妥当	

3 実施機関が条例第7条第1項第4号を適用し、非開示とした情報

非開示情報	本件公文書	当該情報が記載された文書	審査会の判断	審査会が開示妥当と判断した部分
ア 本件特別監査の実施方針、調査事項及び指摘事項並びに本件法人役員等に対する聴取内容及び本件法人から提出された領収書等	本件公文書5	ア 復命書(平成23年5月17日付け) イ 復命書(平成23年5月18日付け) ウ 復命書(平成23年5月26日付け) エ 復命書(平成23年5月31日付け) (ア)社会福祉法人「〇〇」について (イ)使途不明金に関する顛末書 オ 復命書(平成23年6月16日付け) カ 復命書(平成23年6月28日付け) (ア)社会福祉法人「〇〇」の特別監査について (イ)必要書類確認表 (ウ)工事代金支払完了確認書 キ 〇〇職員の来庁記録(平成23年8月18日分) (ア)〇〇職員の来庁記録 (イ)解雇手当支払い完了のお知らせ ク 〇〇職員の来庁記録(平成23年9月5日分) (ア)〇〇職員の来庁記録 (イ)通帳記録(写し)、領収書、現金出納帳、職員管理簿、給与明細書、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書、仕分日記帳	非開示妥当	

非開示情報	本件公文書	当該情報が記載された文書	審査会の判断	審査会が開示妥当と判断した部分
ア 本件特別監査の実施方針、調査事項及び指摘事項並びに本件法人役員等に対する聴取内容及び本件法人から提出された領収書等	本件公文書5	ケ 復命書(平成23年11月8日付け)	非開示妥当	/
		コ 復命書(平成23年11月17日付け)		
		サ 復命書(平成23年12月2日付け)		
		シ 復命書(平成23年12月21日付け)		
		ス 復命書(平成24年1月12日付け)		
イ 本件法人の運営状況等に関する情報提供の内容	本件公文書6	ア ○○について(平成23年5月16日対応記録)	非開示妥当 (第5号該当)	/
		イ 情報提供文		
ウ ○○市からの調査報告書のうち、報告書中の標題及び本文、照会書並びに回答書	本件公文書8	ア 報告書(平成23年11月7日付け)	一部開示	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書(平成23年11月7日付け)の本文のうち、調査の実施理由を除く部分 ・報告書(平成23年11月10日付け)の本文 ・報告書(平成23年12月12日付け)の本文のうち、調査の実施理由及び本件法人役員以外の調査対象者名を除く部分
		イ 報告書(平成23年11月10日付け)		
		(ア)報告書		
		(イ)照会書		
		ウ 報告書(平成23年12月12日付け)		
		(ア)報告書		
		(イ)回答書		
		(ウ)再照会書		
		(エ)照会事項に対する回答		
		(オ)再々照会書		
		(カ)再々照会事項に対する回答		
(キ)照会書				
(ク)照会事項に対する回答				

4 実施機関が条例第7条第1項第5号を適用し、非開示とした情報

非開示情報	本件公文書	当該情報が記載された文書	審査会の判断	審査会が開示妥当と判断した部分
ア 本件法人の運営状況等に関する情報提供の内容	本件公文書6	ア ○○について(平成23年5月16日対応記録)	非開示妥当	/
		イ 情報提供文		